

東京大学法科大学院ローレビュー第 11 巻投稿規程についてのお知らせ

2016年2月18日

東京大学法科大学院ローレビュー第 11 期編集委員会

本学ローレビュー第 11 巻（2016 年 11 月発刊予定）に掲載する論稿を募集します。研究論文、リサーチペーパー等、日頃の研究の成果をご投稿ください。投稿規程に従ったものであれば、字数の多寡を問わず募集しております。

投稿規程の概要は以下の通りです。詳細は、<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/in/hys/contents/lawreview.html> において公開されている投稿規程をご覧ください。

1 投稿者資格者は、以下各号に規定するうち、いずれかに該当する方に限ります。

(1) 2016年3月11日において、本学法科大学院に在籍している方

(2) 2016年3月11日において、本学法科大学院に在籍していた最後の日より1年を経過おらず、かつ次のいずれかに該当する方

イ 本学法科大学院に1年以上（休学した期間を除く。）在籍していた方

ロ 本学法科大学院において10単位以上（本学法科大学院以外の科目を除く。）を取得した方

2 投稿対象となる論稿は、法学に関する論稿のうち、公表されておらず、かつ、他の媒体に投稿されていないものに限ります。

3 投稿期限は、2016年3月11日（金曜日）24時とします。

4 投稿された論稿は、編集委員会における公平かつ厳正な審査の上、特に優れたものに限り、本学ローレビューへの掲載が決定されます。

審査においては、法科大学院生の論稿として、論証過程が精確かどうか、新規性・創造性を有するかどうか重点が置かれます。

5 投稿は、指定のメールアドレス (sl-lr@j.u-tokyo.ac.jp) に宛て、Word 形式による論稿ファイルを電子メールに添付して行ってください。

なお、審査結果を通知するため、2016 年 11 月末日の時点まで使用可能なメールアドレスを使用するように注意してください（法科大学院生に割り当てられたメールアドレスは、卒業又は退学後は使用できなくなるので、特に注意してください）。

6 その他、投稿規程には、匿名化による公平かつ厳正な審査を確保するため、投稿に際する手続的及び形式的な事項が定められております。

投稿される際には、必ず投稿規程を参照してください。

7 なお、論稿の形式については、投稿規程別紙に定めるところに従ってください。

投稿規程別紙は、<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/in/hys/contents/lawreview.html> において公開されています。

8 本学ローレビューについて、編集委員会に対し、要望、提案、質問その他問合せがある場合には、指定のメールアドレス (sl-lr@j.u-tokyo.ac.jp) にご連絡ください。ただし、その内容によってはお答えできない場合があります。

9 なお、文献の引用方法については、追って掲載いたします。

以上



The University of Tokyo
Law Review